

## 彦根市図書館(中央館)用地選定支援業務委託仕様書

この仕様書は、平成 29 年 3 月に策定した彦根市図書館整備基本計画(以下「計画」という。)に基づき彦根市図書館(中央館)を整備するのに必要な用地を選定するため、必要な業務の仕様を示すものである。そのため、本書に明記されていない事項でも、当該業務の目的達成上当然に必要なと認められるものは、事業者の責任において実施するものである。

1 件名 彦根市図書館(中央館)用地選定支援業務

2 委託業務期間 契約締結の日から令和 3 年(2021 年)3 月 31 日まで

3 業務目的

彦根市図書館(中央館)用地選定委員会(以下「委員会」という。)を設置して、彦根市図書館(中央館)(以下「中央館」という。)整備用地を選定する上で必要な選定基準の策定、各候補地にかかる基本情報の調査および分析、用地取得費および造成費の積算ならびに委員会の運営等の業務を支援し、用地選定の円滑な実施に資するもの。

4 業務内容

(1) 選定基準案の策定

客観的かつ公正、公平な用地選定を行うための評価項目設定および評価方法の素案を策定すること。

(2) 各候補地にかかる調査、分析および評価等

各候補地にかかる 1 筆ごとの地目、面積、所有者などの基本情報のほか、土地利用規制の状況を調査して資料を作成のうえ、分析し評価を行うこと。

(3) アクセスの検討

J R 駅および湖東定住自立圏内各地からのアクセスを調査、分析および評価すること。

(4) 各候補地にかかる概算用地取得費等の試算

各候補地の取得に必要な概算の用地費、造成費および移転補償費を試算すること。

(5) 委員会の運営支援

4 回開催予定の委員会会議における資料作成、説明、議事録作成等を行うこと。

(6) 報告書の作成

本業務における調査、分析および評価の結果、委員会における審査の経過と結果をまとめた報告書を作成すること。

(7) その他

情報や意見を交換し業務の円滑な遂行を図るため、随時打合せを行うこと。(うち4回は対面とする。)

5 候補地の要件等

- (1) 敷地面積は9,000 m<sup>2</sup>程度の一段の土地であること。
- (2) 候補地の数は3箇所程度であること。

6 成果物 4(6)に記載した報告書 A4紙媒体で3部、電子媒体一式

7 人材および体制

- (1) 本業務を履行し得る十分な能力および経験を有する人材を配置すること。
- (2) 本業務の円滑な遂行のため、必要な打ち合わせや協議が遅滞なくできるとともに、携帯電話、電子メール等を活用して随時対応できる体制を整えておくこと。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、以下に掲げる事項について注意すること。

ア 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除および契約期間満了後においても同様とする。

イ 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

ウ 個人情報の保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合においては、彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)を遵守の上、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- (2) 成果物その他関係書類等に関する一切の権利は、委託者に帰属する。受託者は、これらの書類等を委託者の許可なしに、外部へ持ち出し、複写し、または複製してはならない。
- (3) 本仕様書に基づいた作業計画および内容の詳細については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。また、仕様書の解釈について疑義が生じた事項および仕様書に定めのない事項についても同様とする。